

保育認定 在園児専用

(現在、保育所などの保育施設を利用している方)

久留米市 子どものための教育・保育にかかる

現況届および令和9年度利用申請のご案内

保育所等(※)に在園している児童の保護者について、一年に一度、以下の2点について確認を行っています。

(※)保育所等・・・認可保育所、認定こども園の保育認定部分、事業所内保育事業所、小規模保育事業所のこと

◆ 保育の必要性の事由等(就労状況など)の確認

◆ 次年度の利用意思(継続・転園・退所)の確認

現在在園している方は、次年度の利用可否に関わらず、「**全員**」提出いただくものになります。

書類の不足、書類内容の虚偽、申請書の未提出などにより継続入所できない場合がありますので、締切日までに、必ずご提出をお願いします。

目次

- 提出書類確認表P2
- 現況届兼利用申請書(記入例)P3
- 保育が必要なことを証明する書類.....P4
- 必要に応じて提出する書類.....P5
- 転園申請P6
- こんなときどうするの?.....P7
- こんなときは必ず連絡を!P9



提出書類確認表

申請の内容		卒園予定児	継続	転園	退所	
					施設を退所	保育から教育 (2号、3号⇒1号)
		年度末に卒園 予定の方	引き続き現在 入所中の施設 の利用を希望 する方	次年度から転園 (現在の入所施設 とは別の保育所等 の利用)を希望す る方	久留米市外に転出や 幼稚園に通うなどの予 定があり、令和8年度 中に保育所等を退所す る方	次年度から同施設 の保育認定から教 育認定に変更する 方
書類の提出先		現在入所中 の施設	現在入所中 の施設	市 (子ども保育課また は総合支所市民福 祉課)	現在入所中 の施設	現在入所中 の施設
提出いただく書類(○:必須 △:必要に応じて ー:不要)	現況届兼利用申請書 ➤P3 へ	—	○	○	○	○
	保育が必要なことを証明する書類 ➤P4 へ	○	○	○	○	○
	転園申請書 ➤P6 へ	—	—	○	—	—
	退所届 ➤P5 へ	—	—	—	○	—
	必要に応じて提出する書類 ➤P5 へ	△	△	△	△	△

- 現況届兼利用申請書提出後に状況が変わった場合は、必ず市にご連絡ください。
※具体例 ■「継続」としていたが、久留米市外に転出が決まって「退所」することになった
■「継続」としていたが、久留米市内で転居することになり「転園」希望したい
- 保護者の就労状況や家庭の状況に変更があった場合は、その都度、変更申請の手続きが必要です。(現況届だけでは、反映できません。)
- 各園が定める期限までに提出をお願いします。
- 在園児のきょうだいで新たに入所を希望する場合は、他の方と同様に入所申込手続きが必要です。

現況届兼利用申請書(記入例)

第1号様式の4(第4条関係)

現況届兼利用申請書【2号・3号認定用】

保育現況

久留米市長 宛て		申請(記入)日 令和8 年 10 月 15 日			
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る現況を届け出ます。 また、保育所等の施設利用もあわせて申請します。		保護者氏名 久留米 ひとみ			
ふりがな	く る め き ら り	生年月日	令和9年4/1時点	性別	保護者との続柄
児童名	久留米 きらり	令和3年5月23日	5 歳	男 女	子
現住所		久留米市城南町●●-●		電話番号	
現在入所中の施設名		〇〇〇保育園		自宅	▲▲▲▲ - ▲▲ - ▲▲▲▲
				父の携帯	●●●- ●●●●-●●●●
				母の携帯	XXX- XXXX-XXXX

1 来年度の保育所等の利用について

	説明	提出書類
区分 ※1つに チェック (✓)	☒ 継続 引き続き現在入所中の施設の利用を希望する	・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ)
	☐ 転園 次年度からの転園を希望する	・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ) ・転園申請書
	☐ 退所 久留米市外に転出や幼稚園に通うなどの予定があり、保育所等を退所する	・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ) ・退所届(但し、同施設の保育認定から教育認定に変更する方は不要)

以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある方は、別途「教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】」も記入のうえご提出ください。

2 世帯の状況(申請(申込)日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)

※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を〇で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)

※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。

※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段:勤務先・就学先等の状況 下段:別居の状況
	氏名				
①	く る め た ろ う	父	昭和61年 4 月 7 日	同居	市外(市町村名:北九州市)
	久留米 太郎			別居	
	く る め ひ と み	母	昭和61年 12 月 22 日	同居	(有) ●●ハウス
	久留米 ひとみ			別居	
	く る め は な こ	姉	平成23年 9 月 13 日	同居	●●中学校
久留米 花子	別居				
く る め じ ろ う	弟	令和7年 6 月 26 日	同居	市外(市町村名:北九州市)	
久留米 次郎			別居		
⑤	ふくおか ひろこ	祖母	昭和32年 7 月 8 日	同居	病気療養中
	福岡 博子			別居	
生活保護の受給		☒ 無 ☐ 有		ひとり親世帯の該当	
同居の障害者の有無		☐ 無 ☒ 有 (氏名 福岡 博子)		ひとり親世帯に該当し、児童扶養手当を受給していない方は戸籍謄本の写しを提出してください。	

3 税情報等の提出について
同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合は有にチェックしてください。

久留米市が実施している市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 久留米 ひとみ

4 保育の利用を必要とする理由等

父	☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 病気・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☒ その他(単身赴任中)
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分まで
母	☒ 就労 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ 病気・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ その他()
就労等(就学)時間	9 時 00 分 ~ 17 時 00 分まで
利用を希望する認定区分	2号(保育が必要な3歳以上児童) ☐ 標準時間(11時間まで) ☒ 短時間(8時間まで) ☐ 標準時間(11時間まで) ☐ 短時間(8時間まで)
育児休業取得について	育児休業取得に伴う、短時間保育への変更は別途「教育・保育給付認定申請内容変更申請書」の提出が必要です。

*久留米市記載欄

受付

入力

確認

点線内の内容について、前回の申請内容と変更がある方は、別途『教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】』も提出が必要です。

保育が必要なことを証明する書類

施設を利用するには、本市に住所を有しかつ、保護者（父母とも）が下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している必要があります。

保護者の状況 (保育の必要性事由)	保育が必要なことを証明する書類 ※各書類は、提出日の直近3か月以内に作成（証明および発行）されたものを有効とします。
1. 就労している ひと月に、64時間以上就労している	就労証明書 ・就労予定の方は、就労開始後にも再度提出が必要です。 ・育児休業中の方は、就労証明書の提出が必要です。 ※育児休業中の方のチェックは、妊娠・出産ではなく、 ☒ 就労です
2. 妊娠中又は出産後間もない	診断書または親子(母子)健康手帳（出産予定日のわかるもの）
3. 疾病または心身に障害がある	診断書または障害者手帳など
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月に、64時間以上介護又は看護している	・看護・介護申立書 ・介護される人の診断書または障害者手帳など
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	・り災証明書【市指定】 ・申立書【市指定】※復旧活動の内容をご記入ください。
6. 求職活動（起業の準備を含む）中である	求職中申立書
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月に、64時間以上就学している	就学証明書 ※自動車学校、通信教育、技能取得のための自主学習等は除く

※ その他、社会的養護の観点などからお子さんの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより、保育の必要量が2つに区分されます。施設の開所・閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月 120 時間以上	11 時間／日
保育短時間	原則 月 64 時間以上 120 時間未満	8時間／日

※ お子さんの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は保育短時間認定を受けることができます。

※ 就労時間等が120時間未満であっても、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、お申し出ください。

※きょうだい児を出産し、育児休業中は短時間保育になります。

必要に応じて提出する書類

提出書類	提出が必要な方
転園申請書	転園を希望する方は必須です。 ※転園の申請をされる方は、転園申請書及び現況届兼利用申請書を合わせて<u>市（子ども保育課又は総合支所市民福祉課）</u>に提出をお願いします。 ※詳しくは P6 をご確認ください。
退所届	退所される方は必須です。
教育・保育給付認定申請内容変更申請書	現況届兼利用申請書の「2 世帯の状況欄」以降の内容について、前回の申請内容と変更がある方のみ必要です。 （具体例） ●家族状況が変わった（結婚・離婚など） ●就労状況が変わった（出産のため離職したなど）
2025年中の国内・国外での収入がわかる書類もしくは無収入を証明する書類	世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務などを行っている（していた）場合は、会社発行の給与支払報告書や給与明細など（外国語による記載の場合は和訳文を添付）が必要です。<u>すでに提出している方は、提出不要です。</u>
戸籍謄本	母子・父子家庭の方。（コピー可） ただし、現在児童扶養手当を受給している方、及び、母子・父子家庭だが所得超過により児童扶養手当を受給していない方は、省略可能です。
療育手帳のコピー	療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。<u>入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象です。</u>氏名・手帳等級・交付年月日部分のコピーが必要です。
在園証明書（兄弟姉妹の分）	兄弟姉妹が、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設などに在園（予定を含む）している場合。 予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

転園申請

1. 提出書類

チェック	提出書類
☐	現況届兼利用申請書
☐	保育が必要なことを証明する書類(P4参照)
☐	保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ)
☐	転園申請書
☐	健康調査票
☐	母子手帳

※入所日時時点で2歳児以上のクラスのお子さんは面接を行いますので、窓口にお子さんと一緒に
お越しください。

ただし、健診での指摘や基礎疾患等がある場合は0・1歳児クラスのお子さんでも面接が必要です。

2. 提出期限

令和8年11月30日(月)17時15分まで

2次申込については、令和9年2月15日(月)17時15分が締め切りですが、1次申込の方では入所者
が決定しますので、できるだけ1次締め切りまでにお申し込みください。

※転園申請は、窓口申請のみ受付します。電子申請はできません。

3. 提出先

市(子ども保育課または総合支所市民福祉課)に提出

期日までに申請するっば!!!

4. 留意事項

- 希望園の見学は必須です。
- 在園中の園には必ず相談してください。(転園できなかった場合の対応等)
- 転園申請した場合、必ず入所先が決まるわけではありません。
- 転園後にならし保育をお願いする場合があります。
- 年度途中の転園は、転居や勤務地の変更を除き原則できません。



こんなときどうするの？

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

Q. 現在退職して求職活動をしています、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 求職活動中での保育認定有効期間は、年度内で通算90日（3か月）です。期間内に就労が決まらなければ原則退所となります。倒産や派遣切りなどやむをえない場合はご相談ください。

●家庭の状況に変更が生じた場合

Q. 住所や家族の状況（結婚・離婚など）が変わった時は手続きが必要ですか？

A. 変更の手続きが必要です。提出する書類などは変更事項によって異なります。市子ども保育課・各総合支所市民福祉課や利用施設にまずはご連絡ください。※保育の必要量の区分や保育料の算定が変更になる場合があります。

●認定変更について



勤務先によっては、就労証明書の発行に時間を要します、お早目に依頼を

Q. 現在、求職活動中で、保育短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. はい、必要です。就労証明書を添えて、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で変更申請をしてください。なお、認定の変更は、申請日の翌月からの適用となります。

例) 11月1日からの就職が決定した場合（短時間認定から標準時間認定へ）

パターン1

10月中に就労予定の証明書を添えて変更申請をすると、11月1日から保育標準時間認定を受けることができます。ただし、就労開始後1か月以内に就労証明書の提出が必要です。

パターン2

11月になってから変更申請をすると、標準時間認定への適用は12月からとなり、11月中は短時間認定のままです。施設が設定している短時間保育時間を超える場合は、別途延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか？

A. 退所は、原則月末日となります。（在籍月分まで保育料が発生します。）早めに施設に退所する旨を伝え、施設に退所届を提出してください。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため 2 週間欠席したのですが、保育料は 1 か月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

●休園について



お休みする前に、お早めにご相談ください

Q. 里帰りの間、休園することはできますか？

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合は、2か月以内であれば休園を認めています。保育料は全額お支払いいただきます。施設もしくは市へご相談ください。

●口座振替ができなかった場合

Q. 残高不足により口座振替ができなかったのですが、どうしたらいいですか？

A. 保育料の口座振替は毎月末日（12月は25日）です（土日祝の場合は翌営業日）。このとき振替ができなかった分は翌月の15日頃に再振替を行いますので、口座に入金の準備をお願いします。

●病気になった時の保育

Q. 子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「病児保育」を実施しています。事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】

マリアン・キッズ・ハウス（聖マリア病院） 0942-34-3165

ハイジア病児保育室（ハイジア内科） 080-4443-7422

たのっしーランド（田主丸中央病院） 0943-72-1633

こんなときは必ず連絡を！

◆変更申請の手続きについて

保護者の就労状況や家庭の状況に変更があった場合は、その都度、変更申請の手続きが必要です。
変更申請に必要な書類は、利用施設、子ども保育課（市役所16階）、各総合支所市民福祉課窓口
に置いています。また、市のホームページからもダウンロードできます。
まずは必要書類の確認のため、ご連絡ください。なお、認定の変更は、申請日の翌月からの適用
となります。（保育の必要量の区分や保育料の算定が変更になる場合があります。）

◆退所していただく場合

次の場合は、退所していただくことがあります。

- ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合
- ②保育を必要とする事由が消滅した場合
- ③1ヶ月を超えて連続して入所施設を欠席する場合

◆転出した場合

保育所等の入所後に久留米市から転出した場合は、退所になります。
その際、転出時点で在園していた保育所を利用できるのは転出日前日の属する月の末日までです。

◆保育料算定に必要な税額が変更になった場合

保育料算定に必要な税額の変更による保育料の変更は、税額変更が生じた日の属する年度分に限ります。

◆保育料の納付について

保育料は納期限までに納付してください。
保育料の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。
納付が遅れる場合は、子ども保育課に納付可能日の連絡をお願いします。

◆保育料の滞納について

保育料を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。
保育料の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融
機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。

そのほか くわしい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索



令和8年9月発行

【お問合せ先】

名称	所在地	電話番号
子ども未来部子ども保育課	久留米市城南町15番地3（16階）	0942-30-9025
田主丸総合支所市民福祉課	久留米市田主丸町田主丸459番地11	0943-72-2113
北野総合支所市民福祉課	久留米市北野町中3245番地3	0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課	久留米市城島町檜津743番地2	0942-62-2112
三潴総合支所市民福祉課	久留米市三潴町玉満2779番地1	0942-64-2312